

基発0531第1号
平成25年5月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成6年9月30日付け基発第610号「労災保険における訪問看護の取扱いについて」（以下「通達」という。）により実施しているところであるが、今般、その支払が都道府県労働局官署支出官に移行されること等に伴い、通達を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- (1) 費用の支払について、傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署長が支給決定をした後、都道府県労働局長が行うこととしたこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

2 通達の一部改正

通達の一部を次のように改正する。

- (1) 記の第4中「労働基準監督署長」を「労働基準監督署長が支給決定をした後、都道府県労働局長」に改める。
- (2) 訪様式第8号を別添のとおり改める。

3 施行期日について

本改正は、平成25年6月1日以後に労働基準監督署長が決定する訪問看護費用について適用すること。

訪様式第8号

署	長	次長	課長	係長	係	支給決定	・	・
						業・通別		

支払金額	：	：	：	：	：
------	---	---	---	---	---

労災保険訪問看護費用請求書

_____ ほか _____ 名に対する 年 月分の訪問看護費用の内訳は、別紙内訳書のとおり。

下記の金額を請求します。

請求金額 円 _____

平成 年 月 日

所在地 _____
 名 称 _____
 代表者 _____ 印
 電話番号 _____

請求人の

_____ 労働基準監督署長 殿

受付印

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
銀行・金庫	本店・本所	普通・当座	第 _____ 号
	出張所	メイギニン	_____
農協・漁協・信組	支店・支所	名義人	_____